

大阪府弓道連盟罰則規程

平成29年12月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府弓道連盟規約（以下「規約」という。）第24条の規定により、罰則に関して必要な事項を定める。

(罰則の種類・基準)

第2条 大阪府弓道連盟（以下、「府連」という。）の役員は、府連の役員として著しく不適切な行為があったときは、常任理事会の議決を経て、その役員を処罰することができる。

2 府連の会員が、府連の名誉を傷つけ損害を与えたとき、または著しく目的に反する行為があった時は、本規定に基づき、理事会の議決を経て、その会員を処罰することができる。

3 処罰の種類は、次の通りとする。

処罰の種類	役員	会員
1	会長による口頭注意	所属団体への注意喚起
2	会長による戒告	会員資格停止3か月
3	業務停止1年間	会員資格停止6か月
4	業務停止2年間	会員資格停止1年
5	解任	除名

ただし、役員業務停止期間は、役員在任任期の残余の期間とする。

(処罰の決定)

第3条 処罰の対象となった者への罰則、常任理事会及び理事会に諮って決定する。

2 処罰の対象となった者は、常任理事会及び理事会で弁明することができる。

3 決定した結果は、所属団体に通知し、府連の広報誌に掲載する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会で審議し議決する。

付則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。